

被災宅地危険度判定士養成講習会の受講申込み要領

1 資格要件及び提出書類

(新規分)

新規の受講者は、下表に示す資格要件のうち、いずれかを満たす方に限ります。
提出書類は、表中に○印で示しています。

資格要件 提出書類	要綱第3条第1号	要綱第3条第2号	要綱第3条第3号	要綱第3条第4号
	宅地造成等規制法施行令第17条各号又は都市計画法施行規則第19条第1号イ～チまでに該当する者 (詳細は、別紙資格要件表参照のこと。)	国又は地方公共団体等の職員(職員であった者を含む。)で、国又は地方公共団体の職員として土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して3年以上の実務経験を有する者 ↓ 【技術職公務員で土木・建築・宅地開発業務に3年以上従事した方】	行政関係者で、土木、建築又は宅地開発に関して10年以上の実務経験を有する者 ↓ 【事務職公務員で土木・建築・宅地開発業務に10年以上従事した方】	建築士法による二級建築士として4年以上の実務の経験を有する者 建設業法による土木・建築・造園に関する一級施工管理の資格を有する者 二級施工管理の資格を有し、5年以上の実務経験を有する者
登録申請書 (様式1)	○	○	○	○
資格要件の 証明書 資格要件表ア～オ該当は卒業証明書等 資格要件表カ～ク該当は免許証等	○	—	—	○
実務経験 証明書 (様式3)	○ (技術士建設部門、一級建築士は不要)	○	○	○ (一級施工管理技士は不要)

(更新分)

令和2年度受講・登録の方は、今年度末で有効期限が切れるため、**積極的に受講・更新**してください。

提出書類は、登録更新申請書(様式第6号)です。※証明写真、登録シール添付要
更新者はオンラインでも申込可能です。(詳細は、県WEBサイト講習会開催案内を御参照ください。)

<https://www.pref.ehime.jp/page/5737.html>

2 提出期限及び提出先 **令和7年8月19日(火) 期限厳守**

愛媛県被災宅地危険度判定協議会事務局

(愛媛県土木部道路都市局都市計画課宅地開発・盛土指導G)

担当 石田、重岡、上田 TEL 089-912-2742 FAX 089-912-2734